



岡情審査第897号

平成20年12月25日

岡山市長 高谷茂男様

岡山市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 山口和香



岡山市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について（答申）

平成20年5月29日付け岡契第44号による下記の諮問について次のとおり答申します。

記

岡山市が公用車の燃料用に購入したガソリンの契約内容（相手先、価格、数量実績）がわかる資料過去3年分（以下「本件公文書」という。）の開示請求に対して、一部開示とした決定に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）についての諮問

第1. 審査会の結論

本件公文書に関して、岡山市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定において、契約相手の印影及び契約金額（単価）について非開示としたことは妥当とはいえず、本件公文書を全部開示すべきである。

第2. 異議申立て及び諮問の経緯

- 1 本件異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成20年4月4日、実施機関に対し、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づいて本件公文書の開示請求を行った。
- 2 それに対して、実施機関は、同年4月17日付けで、本件公文書について、相手先及び価格を示すものとして契約書、数量の実績を示すものとして納品書を請求対象文書として特定した上で、次に掲げる部分が、それぞれに掲げる非開示事由に該当することを理由として一部開示決定処分を行った。
 - (1) 契約相手の印影は、開示することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第5条第2号に該当するため
 - (2) 契約金額（単価）は、開示することによって、岡山市の燃料費の許容価格を推測できる資料となり、契約に係る事務に関し、岡山市の財産上の利益を不当に害するおそれがあり、条例第5条第4号イに該当するため
- 3 上記決定を受けた申立人は、実施機関に対し、同年4月22日付けで、契約金額を開示すべきであるとして本件異議申立てを行った。

4 それに対して、実施機関は、同年5月29日、本件異議申立ての取扱いについて、条例第16条の規定に基づき、当審査会に本件諮問を行つた。

第3. 申立人及び実施機関の主張の要旨

申立人及び実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

1 申立人の主張要旨

(1) 自治体がどのような契約に基づいて、どれだけの公金を支出しているかは、市民や議会へ正しく説明すべき最低限の情報である。予定価格の秘匿性が極めて高い公共工事の競争入札でさえも、多くの自治体は、契約の透明性を高め、業者間の公平な競争を促すため、入札実施後に落札価格や予定価格を公表している。

本件において問題となっている岡山市の公用車用の無鉛ガソリン・軽油・オイルの購入契約（以下「本件契約」という。）の単価が開示され、仮にそれが他部署のガソリン購入の許容価格（予定価格）を推測する一材料になったとしても、それは契約の透明性や、競争の公平性を保つために必要な基本情報であり、決して「岡山市の利益を不当に害する」ものではない。今回のような非開示理由がまかり通るなら、公共工事の入札結果も公表しない方がよいという論理になってしまふ。

ましてや本件契約は、競争入札も見積合わせもない単独随意契約である。しかも、確認できるだけでも昭和52年からずっと岡山県石油商業協同組合（以下「石商」という。）と単独随意契約を続けている。この内容が非公開にされれば、万一岡山市が法外な高価格でガソリン

を買い続けていたとしても、外部のチェックが働く余地は全くなくなってしまう。契約課が「岡山市の利益」を持ち出すのであれば、むしろ積極的に情報公開を進め、複数業者による公平な競争を促すべきであり、公文書一部開示決定通知書に記載された非開示理由には全く合理性がない。

(2) 本件契約の単価を、他部署がガソリンを購入する際の上限価格にしているから、これを公表すると他部署の許容価格（予定価格）が推測されてしまうので困るという実施機関の主張は、自らの組織が運用している制度の未熟さを理由に情報公開を拒んでいるのと同じで、全く本末転倒な論理である。「契約手続きの透明性・競争性を確保する」という意思があるのなら、まず「どういう値段でモノを買って、誰にいくら払ったのか」を公表するのは当たり前である。その上で、他部署への影響が心配なら、安易に上限価格を推測されないような価格の設定方法に改善すべきである。

(3) 実施機関は、単独随意契約としているのは、石商以外に岡山市が管轄するエリア内にガソリンの店舗網が充実しているところがないためだと説明するが、岡山市より行政範囲が広い岡山県は、見積合わせをしており、この理由は説得力を持たない。

(4) 岡山市が本件契約の単価を非開示にしても、当事者である石商とその関係者らは、長年にわたって単価を知っており、すでに「許容価格を推測できる」立場にある。一部の業界関係者だけが公用車用ガソリンの購入単価を知り、その他の業者や一般市民がそれを知ることができないという現状では、他部署で行われている入札や見積合わせの公平性が著しく損なわれている可能性さえある。

(5) 岡山県へ公用車用ガソリンの購入単価について問い合わせたところ、情報公開請求の手続きをとるまでもなく、担当課から詳細な説明を受けることができた。岡山県が明らかにしている情報と同種の情報を開示することが、なぜ、岡山市にとってはそれほど不都合なことなのか。「本市の行う諸活動を市民に説明する責務を全うする」という条例第1条の精神からも大きくかけ離れている。

岡山県では、公用車用燃料の購入に当たって、複数業者の見積合わせを実施し、契約単価を公表している。少なくとも契約単価の公表は、岡山市が履行すべき最低限の市民への義務である。

2 実施機関の主張要旨

(1) 本市では、入札、契約手続きのより一層の透明性、競争性を確保するため、岡山市契約情報公表要領に基づき、各入札者の入札金額も含め、積極的に契約に関する情報を公開している。許容価格については、透明性、競争性の確保と、以後の入札への影響を勘案し、建設工事は入札前から公表し、物品、委託等は事前・事後とも公表しないこととしている。

石商から購入したガソリン等の契約内容についても、同要領に基づき契約金額を公表している。しかし、契約単価は、その同額をもつて契約課以外の部署がガソリン等を購入する際の上限価格としており、その許容価格（予定価格）を推測する材料となるため公表していない。ただし、ガソリン・軽油・オイルの3種類を合わせた総額については公表している。

(2) 個別に契約している4箇所については、上限価格イコール予定価格になってしまないので、工事では公表しているが、物品について公表

すると、その価格を入れてくることは十分予想されるので、公表することはできない。公表しないことによって、上限価格より抑えた価格で契約する可能性が出てくる。

(3) 石商と契約しているのは、公用車がいろいろな方面に出て行ったときに、給油できるところが限られてしまうと、そこまで移動しなければ給油できないことになるからで、石商に加盟しているところならどこでも給油できるというのが一番の目的であり、いくらか手数料を取られるが、その負担は利便性に比べると小さいと考えたものである。

契約に当たっては、いろいろな資料に基づいて、適切な価格としている。

独自に契約している4箇所は、いずれも支所であり、区域が限られているので、石商にする必要がなく、競争を導入している。

(4) 申立人は、公表しないことで、他部署のガソリン購入で行われている入札や見積合わせの公平性が著しく損なわれている可能性があると主張するが、他部署では、石商からガソリン等を購入していないため、その指摘は当たらない。

第4. 審査会の判断

実施機関と申立人との間における本件の争点をめぐる諸問題に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

1 本件公文書について

本件公文書が、岡山市が公用車の燃料用に購入したガソリンの契約内容（相手先、価格、数量実績）がわかる資料過去3年分で、具体的には

契約課の扱った平成17年4月から平成20年3月までの無鉛ガソリン・軽油・オイルの購入に関する契約書及び同期間の納品書であることにについて、実施機関と申立人の間に争いはない。

2 本件公文書のうち納品書に押された契約の相手方の印影の法人情報該当性について

- (1) 本件公文書中の納品書には、供給人（契約の相手方）の印影がある。これは、岡山県石油商業協同組合印と記された四角な印影と、岡山県石油商業協同組合理事長印と記された丸い印影であることが認められる。
- (2) 実施機関は、印影は、開示することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第5条第2号に該当するとして非開示としており、申立人はこの点については争っていない。
- (3) 登記所に届け出た印鑑や、金融機関に届けた印（以下「銀行印」という。）などの重要書類に使用する印やその印影については、いわゆる法人の内部管理情報として、自己の意思によらないでみだりに他に開示、公表されない利益を有し、その開示、公表は法人の正当な利益を害するおそれがあるとする実施機関の主張は、一般論としては是認できるものである。

しかし、本件における印の使用の実態をみると、押捺されているのは実施機関に提出された納品書であり、こうした書類は、不特定ではないにしても、極めて広範囲の業務にわたり、かつ極めて多数に上っていると考えられる。しかも、口頭意見陳述の際の実施機関の説明によれば、当該納品書に押捺する印は、事前に実施機関に届け出た印で

あり、登記所に届け出た印鑑や、銀行印である必要はないというのである。

(4) 本件におけるこうした事情を考慮すれば、本件印影を開示することにより、当該法人の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があるとの実施機関の主張の妥当性を肯定することはできない。

(5) 以上のとおりであるから、条例第5条第2号の法人情報該当性を理由にして、本件印影を非開示とした実施機関の処分は妥当とはいえず、本件印影については、開示することが妥当であると判断する。

3 本件契約金額（単価）の条例第5条第4号該当性について

(1) 実施機関は、石商から購入したガソリン等の契約単価は、その同額をもって契約課以外の部署がガソリンを購入する際の上限価格としているため、開示することにより本市の燃料費の許容価格を推測できる資料となり、契約に係る事務に関し、岡山市の財産上の利益を不当に害するおそれがあるため、条例第5条第4号イに該当し、開示することは適切でないと考える、と主張する。

(2) しかし、本件契約は、競争のない単独随意契約であり、申立人が指摘するように、特に契約金額（単価）を公開して、契約の適正化を担保していくことが望まれるものである。

また、許容価格が適正な手続により、適正な金額で設定されれば、それと同額又は下回る価格で契約する限り、岡山市がそれほど財産上の利益を害されることはないと考えられる。

したがって、本件においては、契約金額（単価）を開示して許容価格（予定価格）が公になることにより当該事業の適正な遂行に及ぼす

支障が、契約金額（単価）を公にすることの公益性を考慮してもなお看過し得ないものであるとまでいふことはできない。

(3) さらに、本件契約の相手方である石商は、岡山県内のガソリンスタンドを経営する業者の多くが加入している組合であり、たとえ実施機関が契約金額（単価）を非公開としても、その契約の相手である石商に加盟する業者は、組合員として当然契約金額（単価）を知りうる立場にあり、非公開の意味はほとんどないというべきである。そして、口頭意見陳述時に実施機関から聴取したところによると、契約課以外の部署の現在の契約の相手方はいずれも石商に加入している業者だというのである。

(4) 以上のことから、許容価格（予定価格）を公開することにより、岡山市の財産上の利益が不当に害されるおそれがあるとは認められず、これを非開示とした処分は、妥当であるとはいえない。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1. 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第5. 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年月日	処理内容
平成20年 5月29日	諮問書の收受
平成20年 6月 9日	審議
平成20年 6月26日	実施機関側意見書の收受
平成20年 7月14日	審議
平成20年 7月14日	申立人側意見書の收受
平成20年 8月18日	審議
平成20年 9月29日	実施機関側及び申立人側口頭意見 陳述並びに審議
平成20年10月20日	審議
平成20年11月17日	審議
平成20年12月15日	審議
平成20年12月25日	答申